

ハラスメント防止に関する基本方針

令和5年5月25日 策定

職場におけるハラスメントは、役職員の個人としての尊厳を不当に傷つける社会的に許されない行為であり能力の有効な発揮を妨げるとともに、組合にとっても職場秩序や業務の遂行を阻害し社会的評価に影響を与える問題です。いかなる形態のハラスメントであっても、これが黙認されたり見過ごされたりすることがあってはなりません。

役職員一人ひとりがハラスメントについて理解するとともに、全ての人権が尊重され、互いの信頼の下にその能力が十分に発揮できる職場環境の実現を目指し、以下に掲げる取り組みを徹底いたします。

1. 当組合では下記のハラスメント行為を禁止します。
 - ① パワーハラスメントに類する行為
 - ② セクシュアルハラスメントに類する行為
 - ③ 妊娠・出産、育児・介護に関するハラスメント行為
 - ④ その他のハラスメント行為
2. この方針の対象は当組合で働いている全ての役職員（派遣労働者含む）です。
3. ハラスメント問題防止のため、当該基本方針を周知し、役職員一人ひとりがハラスメント問題について正しく理解するための研修や啓発を行い、相手の立場に立ちハラスメントのない快適な職場を作っていきます。
役職員によるハラスメントが確認された場合、就業規則に基づき厳正に対処を行います。
4. ハラスメントに関する相談窓口を下記に設置し、苦情・相談の申し出があった場合は、規程に則り迅速かつ適切に対応します。
○相談窓口：J Aぐんまハラスメント相談ダイヤル（委託先：ティーパック株式会社）
TEL 0120-200-520
ヘルプライン（内部通報窓口・外部通報窓口）、全国J Aヘルプライン窓口でも受け付けします。
5. 相談者・行為者双方から公平に聴き取りを行い、プライバシーを守り対応します。
相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に対し不利益な取扱いはい行いません。
6. 相談を受けた場合、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合には被害者に対する配慮のための措置及び行為者に対する措置を講じます。
また、再発防止策を講じるなど適切に対処します。
7. ハラスメント防止対策について、定期的な見直しを行い継続的改善に取り組みます。

NO ハラスメント

妊娠・出産、育児・介護休業等(不妊治療含む)に関する否定的な言動はマタハラ、性別役割分担意識に基づく言動はセクハラの原因や背景となり得ます。このような言動を行わないように注意しましょう。

また、パワハラの原因や背景には、コミュニケーションの希薄化、過剰な目標設定等の問題があるかもしれません。職場環境の改善に努めましょう。

当組合は下記のハラスメント行為を許しません！また当組合の職員以外の者に(就職活動中の学生や求職者、インターンシップを行っている者、取引先の従業員等)対しても、これを行ってはなりません！

例えば…

- ・性的な冗談、からかい質問
- ・わいせつ画面の閲覧、配布、掲示
- ・性的な内容の噂を意図的に流す
- ・体への不必要な接触
- ・食事やデートにしつこく誘う
- ・交際、性的な関係の強要
- ・性的な言動を拒否した社員を辞めさせる

セクハラ とは？

(セクシュアルハラスメント)



- *同性に対する行為も対象になります。
- *被害者の性的指向又は性自認にかかわらず、性的な言動であればセクハラに該当します。

例えば…

- ・上司に妊娠を報告したら「他の人を雇うので辞めてもらう」と言われた
- ・育児(介護)休業の取得について上司に相談したら「男のくせにありえない」と言われ取得をあきらめざるを得なくなった
- ・育児短時間勤務をしていたら、同僚から「周りは迷惑している」と何度も言われ、精神的に非常に苦痛を感じている

マタハラ・パタハラ とは？

(妊娠・出産・育児・介護休業等に関するハラスメント)



- *妊娠・出産等をした女性労働者及び育児休業等の制度を利用する男女労働者の上司及び同僚が行為者となり得ます。

例えば…

- ・仲間外し・無視等、人間関係からの切り離し
- ・私的なことに過度に立ち入る(性的指向や病歴、不妊治療等の情報の暴露を含む)
- ・業務上明らかに不要なこと、遂行不可能なことの強制、仕事の妨害
- ・能力や経験とかけ離れた程度の仕事を命じる、仕事を与えない
- ・脅迫・名誉棄損・侮辱・暴言等精神的な攻撃
- ・暴行・傷害等身体的な攻撃

パワハラ とは？

(パワーハラスメント)



- ①優越的な関係を背景とした言動であって
- ②業務上の必要かつ相当な範囲を超えたものにより
- ③就業環境を害することをいいます。

ハラスメントが確認された場合は、就業規則に基づき懲戒処分の対象となることがあります。行為の具体的態様、当事者同士の関係や被害の程度・心情等を総合的に判断し処分を決定します。

ハラスメントで悩んでいませんか？

- ハラスメントに対して、はっきりと「嫌だ」「やめてください」という意思を相手に示しましょう。
- ハラスメントに当たるかどうか微妙な場合も相談してください。
- 一人で悩まず、深刻な事態にならないよう、早めに相談してください。

相談窓口:JAぐんまハラスメント相談ダイヤル (委託先:ティーパック株式会社)
TEL 0120-200-520

ヘルプライン(内部通報窓口・外部通報窓口)、全国JAヘルプライン窓口でも受付します

- 当組合で働いている全ての方は、上記の相談窓口にご相談できます。就職活動中の学生や求職者、インターンシップを行っている方でも、相談できます。
- 相談には公平に、相談者だけでなく行為者についても、プライバシーを守って対応しますので安心してご相談ください。相談者はもちろん、事実関係の確認に協力した方に不利益な取り扱いはいりません。
- 相談を受けた場合には、事実関係を迅速かつ正確に確認し、事実が確認できた場合には、被害者に対する配慮のための措置及び行為者に対する措置を講じます。また、再発防止を講じる等適切に対処します。

妊娠・出産、育児や介護を行う職員のみなさまへ

妊娠・出産、育児や介護を行う労働者が利用できるさまざまな制度があります。まずは就業規則等により確認し、不明点は上司や、上記の相談窓口まで相談してください。



制度や措置を利用する場合、周囲の方の負担軽減の為に必要に応じて業務分担の見直しなどをおこないます。



気持ちよく制度を利用するためにも、日頃から業務に関わる方々とのコミュニケーションを図ることを大切にしましょう。

